## 仙台地方裁判所委員会(第18回)議事概要

#### 1 開催日時

平成22年9月9日(木)午後1時30分~午後3時30分

#### 2 開催場所

仙台地方裁判所第2会議室

### 3 出席者

(委員) 秋山仁美、氏家 悟、大渕憲一、桂川 実、官澤里美、 熊谷睦子、今野 薫、斎藤紀昭、沼田 寛、原田俊男、 福士博公、福冨哲也、三輪和雄、武藤伸子 (50音順、敬称略)

(説 明 者) 宮田祥次裁判官 久保田事務局長,太田民事首席書記官,長嶺刑事首席書記官, 渡邉事務局次長,新岡刑事次席書記官

(庶 務) 木村総務課長,後藤総務課課長補佐,冨田総務課庶務係長

### 4 議事等(●委員長,○委員,□説明者)

- (1) 裁判員制度の運用状況について
  - □ 全国及び仙台地裁における裁判員制度の運用状況についての概要説明 意見交換
  - 以前から、マスコミの事前報道が裁判員にどの程度影響を与えるかが懸念されてきたが、この点に関する裁判員のアンケート結果はどうなっているか。
  - □ アンケートには、該当する質問はないが、裁判員の方に聞いたところでは、事件のことを知らない裁判員の方がほとんどという印象を持った。また、裁判官、検察官、弁護人が、裁判員に対して、法廷の証拠だけで判断してくださいと何度も強調していることもあり、事前報道が裁判員に影響を与えた事件はないと考えている。
  - O 配付資料によれば、全国における起訴から判決宣告までの期間は約5か月となっているが、仙台地裁は全国と比べてどうか。
  - 正確な統計は取っていないが、数か月前に行った調査では、仙台地裁における公判前整理手続にかかる時間は全国平均と比べて相当程度短かったという結果が出ている。全国的に、公判前整理手続が長期化しているのではないかという点については、法曹三者の間でも強い問題意識を持っており、被告人の身柄拘束期間を短縮するという観点からも、様々な工夫をして審理期間の短縮について検討し

ているところである。

- 集計期間に違いはあるものの、仙台地裁は全国平均に比べて新受人員に占める 終局人員の割合が大きいようであるが、どうしてか。
- □ 仙台地裁における公判前整理手続の期間が、全国平均より比較的短いのが理由ではないか。また、仙台地裁で比較的順調に事件が動いている理由としては、検察官、弁護人の協力のもと、制度施行前から裁判員裁判を想定した審理を行うなど、裁判員制度に向けた準備をしっかり行ってきたことが挙げられる。
- 検察庁では、全国的に特に公判部の人的態勢の整備に力を入れたり、分かりやすい裁判を行うために模擬裁判を繰り返し行ってきた。さらに、公判前整理手続においても、主張すべきところのメリハリを付けるなどの工夫をしている。仙台では、それらの準備を粛々と行ってきた結果が、手続期間の短縮につながっているのではないかと思う。
- 〇 仙台で比較的順調に裁判員裁判が行われている理由としては、早い段階から模 擬裁判を重ね、問題点を改善してきたからだと考える。仙台地裁の裁判員経験者 のアンケート結果では、「法廷での説明等のわかりやすさ」の点で、弁護士は検 察官より劣っている。ただ、弁護士会でも、裁判員裁判の弁護人経験者を講師と して意見交換会を行うなどしてその改善に努めている。

なお、裁判員制度の課題として、裁判員の負担軽減と審理の充実とのバランスをとることの難しさが挙げられている。実務においては、裁判員の負担軽減のために裁判員の拘束時間を少しでも短くしようとして、公判前整理手続において証拠をかなり絞りこんでいるが、あまりに証拠を絞りすぎると、裁判員から、量刑の判断材料として、もっと事件の背景事情を聞きたかったとの話が出ることがあるので、そのあたりのバランスをとっていくことが重要だと思う。

- 仙台地裁の裁判員経験者のアンケート結果中の「評議における議論の充実度」 において、不十分だったと答えた人が1割いたが、その方々は不満を抱えたまま 裁判員を務められたかもしれないので、この点は改善していかなければならない と考える。
- □ 裁判員裁判終了後に、担当裁判官3人で、裁判員経験者のアンケート結果を検討して、問題がなかったかを話し合っている。評議の中で、裁判員から、もう少し話し合いたいとの意見が出れば、もちろん話し合いを続けるようにしているが、言いたくても言えない方がいるかもしれないので、今後も全体に目配りをしながら評議を行うように努めていきたい。
- 検察官は、全有罪の立証責任を負っているので、説明は分かりやすくて当然と 考えている。分かりにくいという回答が1パーセントでもないように努力したい。
- □ 裁判員の方から聞いたところでは、説明が分かりにくいものとして、傷の部位

などの専門用語や、話し方が早口で聞き取りづらいというものがあった。

- 先日,短時間ではあるが裁判員裁判を傍聴した。非常に分かりやすい審理が行われていて感心した。私が傍聴した事件に限っていえば、検察官は身振り手振りを使って分かりやすかったが、弁護人は少しぼそぼそと話す感じだった。
- 〇 全国のデータの中で、控訴率が33パーセントとなっているが、これは、裁判 員制度が始まる前と比べて高いのか低いのか。
- □ 以前と比べてそれほど目立った差はないと聞いている。裁判員裁判の対象事件 は重い事件なので、もともと一定の控訴率はあった。
- 仙台地裁のデータで、女性の裁判員が多いのには何か理由があるのか。
- □ これは5か月分のデータなので長期的なデータとしてならしてみると半々ぐらいになるのではないか。
- O 女性が被害に遭った事件において、裁判員が男性だけあるいは女性だけとなった場合は問題だという考え方がある。また、男女3人ずつという枠を決めて抽選すべきだという意見もある。
- 裁判員裁判に参加した人が、これほどまでに裁判員制度に対して好印象を持ったのは、法曹三者の事前準備や裁判運営が成功したからだと思う。ただし、刑事裁判に市民感覚を取り入れて公平な裁判を行うという裁判員制度の趣旨からすれば、裁判員に対するアンケートだけでなく、被告人あるいは弁護人に対しても、国民が参加したことによってより公平な裁判がなされたと思うかどうかを聞くべきだと思う。また、公平な裁判という観点からすれば、裁判員のアンケートにあった、説明の分かりやすさについての検察官と弁護人との較差は深刻な問題だと考える。さらに、国選弁護人か私選弁護人かの違いによって、弁護内容に差が出る場合があるとすれば、これも制度の趣旨に反するのではないかと思う。
- O 裁判員だけでなく被告人からも感想を聞くべきだということは、大切な視点だと思う。現在は、裁判所も弁護士会も、被告人に対するアンケートは行っていないが、それが困難な理由としては、アンケートを行う時期の問題があると思う。つまり、被告人は、事件が確定するまでの間は、後の裁判に与える影響などを考慮して本音を話しにくいのではないかということである。また、国選と私選の違いについては、刑事事件のほとんどは国選弁護であるし、実際の弁護内容における差はほとんどないと考える。
- (2) 裁判所とADR(裁判外紛争解決手続)を行う機関との連携の在り方について
  - □ ADRを行う機関の種類及び裁判所との連携の現状等についての概要説明
  - 各機関で行うADRの現状についての説明(2名の委員から)

# 意見交換

O ADRを行う機関が多すぎて利用者がどこにいったらいいか分からないときに

は、法テラスに相談するのがよい。法テラスでは、紛争解決のためにADR機関を含めた適切な機関を紹介することができるので、最初の窓口として利用してもらうことが有益と思う。また、現在は一定程度の収入がある方でも法律扶助制度を利用できるようになったので、お金がないから泣き寝入りしなければならないということは、だいぶ減ってきている。

- O ADR機関が多様化しているという話があったが、逆に言えば拡散して使いにくくなったとも言えるのではないか。あそこに相談に行けば何とかしてくれるという機関ができないものだろうか。できれば簡易裁判所か家庭裁判所がそういう役割を担ったらいいのではないかと考える。いずれにしても、利用者がどこに相談に行ったらいいのか困らないようなシステムを作っていくことが重要だと考える。
- O 以前, 医療関係の訴訟事件に携わったときの話であるが, 同じ医療紛争と言っても, 紛争の度合いによって様々な類型があり, その類型によっては, 訴訟よりもADRによる紛争解決がなじむ場合もある。例えば, 専門性を有する医者との対話がしづらくなってしまったような事案では, 仙台弁護士会のADRによって, 医者との対話を回復し, 訴訟に至らずに解決できたような事案もあったと聞いている。また, 仮にADRで解決できない場合でも, ADRの手続の中で議論が洗練され争点が明確化することにより, その後の訴訟の進行がスムーズになるという効果もある。ADRが紛争解決の糸口となる場合のメリットは少なくないのではないか。

### 5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成23年5月16日(月)午後1時30分
- (2) 場 所 第5会議室(5階)
- (3) テーマ 未定